

● 黒潮町定額減税補足給付金(不足額給付)について

「黒潮町定額減税補足給付金(不足額給付)」は、デフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として行われた定額減税、定額減税補足給付金(調整給付)および低所得世帯向け給付金に関連する給付金です。

◆対象者

次の(1)または(2)の方のうち、「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」の支給要件に該当する方

- (1)令和7年1月1日に黒潮町に住民登録がある方
- (2)黒潮町の住民基本台帳に記載されていないが、黒潮町から地方税の規定による県民税もしくは町民税が課税されている方

※ただし、本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。

【不足額給付Ⅰ】昨年度行った調整給付の算定に際し、令和6年分所得税の推計値(令和5年中の所得情報などを用いて算定したもの)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得などが確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

【不足額給付Ⅱ】以下の4つの要件を全て満たす方

- 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であること
- 税制度上「扶養親族」対象外であること(事業専従者(青色・白色)や合計所得が48万円超の方)
- 当初調整給付の対象に該当していないこと(扶養親族などとして対象となっている場合も含む)
- 低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

◆申請方法など

住民税情報などをもとに給付対象者には、「支給のお知らせ」「支給確認書」「支給申請書」のいずれかの文書を、8月以降、順次発送します。

- 「支給のお知らせ」が届いた方 原則手続きは不要
- 「支給確認書」が届いた方 確認・記入のうえ必要書類を添付し、下記期限までに返送が必要
- 「支給申請書」が届いた方 確認・記入のうえ必要書類を添付し、下記期限までに返送が必要

◆申請期限 10月31日(金) ※消印有効

◆給付時期 8月下旬以降順次

上記給付金の対象者となる可能性があると思われる方で、8月末までに文書が届かない場合は、お手数ですが下記のお問い合わせにご連絡ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

● 黒潮町放置漁船等対策推進事業

町では、被災時の津波や台風による二次災害のリスクを軽減するため、町内の各漁港区域内に放置されている廃船や不要船の取り壊し費用を下記のとおり補助します。

補助対象の船舶は、漁船やプレジャーボートです。

◆補助対象者 次の①～④のすべてに該当する方

- ①漁船登録票などにより放置漁船などの所有権を確認できること
- ②町内在住の漁業関係者または準じる方、漁業法人など
- ③町税等の滞納がないこと
- ④黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でない方

◆補助額 ①漁船などの解体撤去処分(運搬含む)にかかる費用の50%以内(税抜)
②1隻あたりの補助上限額は25万円まで

◆申込期限 12月22日(月) ※予算額に達した時点で終了となります。

◆申込方法 漁船などの取り壊しの見積書をお持ちのうえ、町内の各漁協支所までお申し込みください。

○お問い合わせ 佐賀支所 海洋森林課 水産振興係 ☎55-3115